

長野県ボウリング連盟 長野県代表選手及び監督等大会派遣規定

(基準)

第1条 北信越地区ボウリング連合主催大会（以下「北信越地区大会」という。）、公益財団法人JAPAN BOWLING 主催大会（以下「JAPAN BOWLING 主催大会」という。）及びその他の全国大会（以下「その他大会」という。）に長野県の代表選手として派遣する長野県ボウリング連盟（以下「連盟」という。）に所属する会員の補助金並びに監督・コーチ等の派遣費に関する事項は、この規定の定めるところによる。

第1章 代表選手派遣補助

(北信越地区大会)

第2条 北信越地区大会は、原則として補助は行わないものとする。

(JAPAN BOWLING 主催大会)

第3条 JAPAN BOWLING 主催大会で次に掲げる大会は、施設使用料の半額を補助する。なお、1,000円未満において端数が生じた場合は、切り上げた額とする。

- (1) 東日本シニア選手権大会
- (2) 全日本年齢別選手権大会
- (3) 全日本シニア選手権大会
- (4) オールジャパンレディストーナメントwith MEN
- (5) 全日本クラブ対抗選手権大会
- (6) 全日本新人選手権大会
- (7) 全国実業団連合主催大会
- (8) THE TEAM FESTIVAL
- (9) その他、前各号に準ずる大会

2 JAPAN BOWLING 主催大会で次に掲げる大会は、施設使用料の全額を補助する。

- (1) 全日本選抜選手権大会
- (2) 東日本選手権大会
- (3) 全日本選手権大会
- (4) 全日本小学生競技大会、全日本中学選手権大会、全日本高校選手権大会
- (5) 全日本高等学校対抗選手権大会
- (6) 全国都道府県対抗選手権大会
- (7) その他、前各号に準ずる大会

3 前各項の補助金の交付対象者は、当該大会の参加割当若しくは県予選会・選考会の第1位の選手またはチームとする。

(その他の大会)

第4条 その他の大会で次に掲げる大会は、施設使用料若しくは旅費の一部を補助する。

- (1) 日本スポーツマスターズ 施設使用料+旅費 (10,000円)
- (2) その他、前号に準ずる大会 旅費 (10,000円)

2 前条及び同条第1項の大会以外の大会で、補助を必要とする大会については、その都度、常務理事会で審議し決定した額とする。

第2章 割増補助

(補助の割増)

第5条 第3条及び第4条第1号に掲げる大会で、開催地が遠隔地であるため、大会開催期間を超えて旅行日を必要とする場合、若しくは、航空機等を利用することが適当と認められる場合については、旅費の割増補助ができるものとする。

2 割増補助の適用並びに割増補助額の決定は、その都度、常務理事会で行なう。

第3章 決勝戦等出場費

(決勝戦等出場費)

第6条 北信越地区大会並びにJAPAN BOWLING 主催大会の決勝戦等(選手権者決定戦、マスターズ戦他)の出場費を補助する場合は、次の各号による。

- (1) 北信越地区大会 第3位以内に入賞した場合。
- (2) JAPAN BOWLING 主催大会 第8位以内に入賞した場合。
- (3) その他の大会 第3位以内に入賞した場合。

2 出場費の補助は、大会当日の競技終了後に、決勝戦等の出場費領収証を監督に提出・請求し、監督より支払われるものとする。

3 監督は前項の請求があった場合は、当該金額を立て替え払いし、大会報告書に添えて連盟に請求すること。

第4章 代表監督の選考・派遣費

(代表監督)

第7条 この規定に基づき派遣する代表監督(以下「監督」という。)の選考及び派遣費は、次のとおりとする。

- (1) 監督は、連盟役員のうちから、(公財)日本スポーツ協会公認コーチ1(スポーツ指導者)以上の資格を有する者とする。

ただし、連盟役員及び資格を有する者を選考できない場合は、常務理事会の承認を得て前記に関わらず選考することができる。

- (2) 監督の選考は、常務理事会が行なう。
- (3) 監督の派遣費は、次のとおりとする。

ア 専任監督 旅費及び謝金(日当)として、別に定める出張旅費規定に準じて交付する。

イ 兼任監督 謝金(日当)として大会日数に応じて1日1,000円を支払う。

2 コーチを派遣する場合の選考並びに派遣費は、前項に準ずるものとする。

3 監督は、大会終了後15日以内に、大会成績並びに県選手団の全成績を連盟まで報告すること。

(国民スポーツ大会監督)

第8条 北信越国民スポーツ大会、並びに国民スポーツ大会の監督及びコーチの選考、委嘱、派遣費等は、前条に準ずる。

第5章 手続き及び返納

(補助金及び監督費等の手続き)

第8条 この規定による施設使用料及び監督費等派遣費の支払いは、別に定める会計処理規定により手続きを行うものとする。

(補助金等の返納)

第9条 選手及び監督等で、派遣した大会において(公財) JAPAN BOWLING の各規程に抵触した場合、並びに著しく連盟の品位を損ねる行為があったと判断した場合は、理由の如何に関わらず、この規定により支払われた補助金等のすべてを返納しなければならない。

2 この処分は、理事会の議決を経て決定するものとする。

3 選手の本人都合により参加申込後(参加申込締切日以降)に不参加となった場合は、当該大会に係る本連盟から補助された代表選手派遣補助金について、その全額を返納するものとする。

第6章 ジュニア会員の派遣

(ジュニア会員の派遣)

第10条 ジュニア会員を、北信越国民スポーツ大会及び国民スポーツ大会を除く北信越地区大会以上の大会(以下「全国大会等」という。)に派遣する場合は、ジュニア会員の保護者(以下「保護者」という。)の承認を得なければならない。

2 前項の承認は、当該ジュニア会員が所属する支部において県大会(予選)に参加申込する際、事前に承認を得るものとし、大会に参加申込した時点で、承認が得られているものとする。

3 全国大会等で、監督が専任でない場合は、保護者が同行することを原則とする。

ただし、保護者がやむを得ない事情により同行できない場合は、事前に保護者の承認、並びに常務理事会及び当該監督の了承を得て、当該監督が保護者に代わる者として代行することができるものとする。

第7章 国民スポーツ大会並びに全国大会入賞者への特別功績章

(特別功績章及び褒賞金)

第11条 国民スポーツ大会、JAPAN BOWLING 主催大会及び準ずる大会において優秀な成績を収め入賞した会員に対し、特別功績章とともに入賞順位に応じた褒賞金を贈与するものとする。

(1) 国民スポーツ大会ボウリング競技

個人戦 獲得点数に5,000円を乗じた金額

例：第1位 8ポイント×5,000円 40,000円

団体戦 第1位 80,000円 第5位 40,000円

第2位 70,000円 第6位 30,000円

第3位 60,000円 第7位 20,000円

第4位 50,000円 第8位 10,000円

(2) JAPAN BOWLING 主催大会及び準ずる大会(日本スポーツマスターズ)等

個人戦、団体戦及び選手権者決定戦(マスターズ戦を含む。)

第1位 40,000円 第5位 20,000円

第2位 35,000円 第6位 15,000円

第3位 30,000円 第7位 10,000円

第4位 25,000円 第8位 5,000円

- 2 前項に規定する特別功績章並びに褒賞金の贈与期日は、原則として次年度に開催する長野県選抜選手権大会において贈与する。

第8章 補 則

(予算関連)

第12条 この規定による補助金の支払いは、当該年度の予算の範囲内で行うものとする。

(規定の改廃)

第13条 この規定の改廃は、理事会の議決を経て決定する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規定は、平成6年4月24日から施行する。
- 2 この規定は、平成13年4月1日から改正施行する。
- 3 この規定は、平成15年4月1日から一部改正施行する。
- 4 この規定は、平成24年11月17日に改正し、平成25年4月1日から施行する。
- 5 この規定は、平成26年11月22日に改正し、平成27年4月1日から施行する。
- 6 この規定は、平成31年2月3日に改正し、平成31年4月1日から施行する。
- 7 この規定は、令和6年4月1日から改正施行する。